

福岡県公報

令和6年10月22日
第541号

目次

告示 (第668号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 1
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 1
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 2
- 意見募集の結果の公示 (会計管理局会計課) …………… 2
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 3

公安委員会

告示

福岡県告示第668号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

福岡 薦野線
福岡 間 古賀市薦野1370番7先から
古賀市薦野1324番1先まで

公告

公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量 (空中写真測量、数値地形図作成、航空レーザ測量)
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県八女郡広川町新代外	令和6年8月30日

公告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市金剛土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 測量の種類
公共測量 (3級基準点4点)
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
------	-------

北九州市八幡西区金剛一丁目、馬場山東三丁目及び大字馬場山地内	令和6年9月6日
--------------------------------	----------

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザ測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県大川市、柳川市	令和6年9月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡県遠賀郡遠賀町東部	令和6年9月9日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
古賀市 薦野清滝地区	令和6年3月22日

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、令和6年3月15日から令和6年4月14日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

令和6年10月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	第105条の2 ・「指定を受ける」のは私人で、「事務を委託する」のは知事である。読点なしに一文としており、日本語になっていない。 ・福岡県の条例において「において準用する」とする用例はない。法においても「について準用する」と規定するものが圧倒的多数である。「おいて」の文言を用いる理由が不明である。	・御意見を踏まえ、文言の一部を整理しました。 ・御指摘のとおり修正しました。

2 公布日

令和6年9月17日

3 問合せ先

会計管理局会計課財務会計係

電話：092-643-3774

メールアドレス：kkaikei@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第249号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和6年10月22日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年12月11日（水）から同年12月18日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和6年12月16日（月）から同年12月18日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者
- 5 受講申込手続等
- (1) 事前（電話）受付期間
- ア 受付日
令和6年11月11日（月）及び同年11月12日（火）
- イ 受付時間
午前9時00分から午後4時00分までの間
- (2) 受付場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
- (3) 必要書類
- ア 新規取得講習
- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
- ※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者
合格証明書（1級）の写し
- c ウに該当する者
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料

を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。